

蔵書の除籍及び更新の基準

明石市立図書館

常に新鮮で魅力ある蔵書を維持し、充実させるために資料の除籍、更新に努めなければならない。除籍及び更新の基準は以下のとおりとする。

1. 除籍対象資料

- ① 破損、汚損、摩耗が甚だしく、修理不能で、資料的価値の高くない資料。
- ② 内容が古くなり、資料的価値、利用頻度が低下した資料、または利用者に誤った情報を提供する恐れのある資料。
- ③ 利用頻度が低下し、かつ重複して所蔵している資料。
- ④ 新版、改訂版等が出版され、資料的価値を失った資料。
- ⑤ 蔵書点検で所在不明となった回数が、連続して2回の資料。
- ⑥ 盗難、紛失、長期延滞、天災等により回収不能となった資料。
- ⑦ 雑誌、新聞で、保存年限を経過した資料。

2. 更新する資料

- ① 除籍資料で、更新の必要のある資料。
- ② 年鑑、白書、統計等の年次的に刊行される資料は、毎年更新しなければならない。
- ③ コンピュータ、法律、地図、旅行案内等、変化の著しい主題の資料については、特に更新に留意すること。